

第3次厚木市文化芸術振興計画 の 基本理念(案) と 施策の体系図(案)

ポイント

- ◎第2次厚木市文化芸術振興計画において、基本理念として掲げている『人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する』は、厚木市文化芸術振興条例の第1条の主旨でもあるため、普遍的な理念として捉え、第3次厚木市文化芸術振興計画においても、この基本理念を踏襲します。
- ◎これまで庁内で策定方針を協議していく中で、計画策定に当たって配慮すべき視点として、（１）誰もが文化芸術を楽しめるまちの実現、（２）シビックプライドの醸成、（３）多様な文化芸術活動の推進を掲げています。
- ◎厚木市が目指す「文化・芸術・歴史の聖地」は、市民一人ひとりの心身の健康と幸福感を高める“ウェルビーイングの向上”や、まちの活性化や厚木を愛し誇りに思う“シビックプライドの醸成”をキーワードとし、“多くの市民が文化・芸術の素晴らしさや歴史に誇りを感じ、これまで以上にその価値を磨き高めることで、市内外から人々が訪れ、人と人とが響きあい、つながりあえるまちの姿”と定義しました。
- ◎第2次厚木市文化芸術振興計画では、具体的な事業の再掲（31事業／101事業）も多いため、基本目標及び基本施策を集約し、できるだけ分かりやすい体系に再構築しています。
- ◎第3次厚木市文化芸術振興計画では、9か年の計画期間において特に注力して取り組むテーマを明確にするため、【重点施策】を明記します。⇒ 素案を作成していく過程で協議
- ◎第2次厚木市文化芸術振興計画で記載した具体的な事業は、評価を行い、第3次厚木市文化芸術振興計画においても記載する事業においては、新たな施策体系に基づき、拡充・充実、改善・継続の方向性も表記します。

第2次厚木市文化芸術振興計画 第1期基本計画【令和3年度～令和8年度】

基本理念

人・まち・自然が響きあう あつぎの文化芸術を創造する

【基本方針1】文化芸術活動の活性化と担い手の発掘・育成・支援

基本施策1

豊かな自然環境をいかした文化芸術の推進を図ります。

基本施策2

郷土文化の継承・保存・活用を推進します。

基本施策3

文化芸術の継承につながる取組を充実します。

基本施策4

より多くの市民へ文化芸術活動を発表・鑑賞する機会を提供します。

【基本方針2】文化芸術活動を推進するための環境整備

基本施策1

公共施設の活用を拡大し、文化芸術活動の拠点づくりを推進します。

基本施策2

情報通信技術や「ひと」を活用し、市内外への情報発信を強化します。

基本施策3

文化芸術活動に対して様々な支援をします。

【基本方針3】市民協働による芸術文化活動を通したまちづくりの推進

基本施策1

市民協働による文化芸術活動を推進します。

基本施策2

文化芸術による取組を厚木のにぎわいづくりにいかします。

基本施策3

文化芸術を通した住みよい地域社会づくりを推進します。

基本施策4

文化芸術に関する交流を通して、市民の相互理解の機会を増やします。

基本施策5

文化芸術を取り入れて豊かな景観の形成を推進します。

【基本目標4】未来を担う子どもたちの夢と希望がかなえられる文化芸術活動の推進

基本施策1

未来に向けた新たな文化芸術分野への取組を充実します。

基本施策2

最高峰の文化芸術に触れ合うことで感性や創造力を育む取組を充実します。

第3次厚木市文化芸術振興計画【令和9年度～令和17年度】

基本理念

人・まち・自然が響きあう あつぎの文化芸術を創造する

【基本目標Ⅰ】文化芸術で 人生を豊かにする

基本施策1

文化芸術を創造・表現できる機会の提供

＜第2次計画の基本施策の継承＞

1-1

豊かな自然環境をいかした文化芸術の推進を図ります。

1-4

より多くの市民へ文化芸術活動を発表・鑑賞する機会を提供します。

基本施策2

文化芸術活動に参加・体験する機会の提供

＜第2次計画の基本施策の継承＞

1-1

豊かな自然環境をいかした文化芸術の推進を図ります。

1-4

より多くの市民へ文化芸術活動を発表・鑑賞する機会を提供します。

3-3

文化芸術を通した住みよい地域社会づくりを推進します。

【基本目標Ⅱ】文化芸術で まちが成長・活性化する

基本施策1

文化芸術に関する情報の収集及び発信の充実

＜第2次計画の基本施策の継承＞

2-2

情報通信技術や「ひと」を活用し、市内外への情報発信を強化します。

基本施策2

文化施設の整備と提供

＜第2次計画の基本施策の継承＞

2-1

公共施設の活用を拡大し、文化芸術活動の拠点づくりを推進します。

3-2

文化芸術による取組を厚木のにぎわいづくりにいかします。

基本施策3

文化財や伝統文化の保存・継承及び活用

＜第2次計画の基本施策の継承＞

1-2

郷土文化の継承・保存・活用を推進します。

3-5

文化芸術を取り入れて豊かな景観の形成を推進します。

【基本目標Ⅲ】文化芸術で 人やつながりが育つ

基本施策1

文化芸術に携わる人材の育成・発掘

＜第2次計画の基本施策の継承＞

1-3

文化芸術の継承につながる取組を充実します。

4-1

未来に向けた新たな文化芸術分野への取組を充実します。

4-2

最高峰の文化芸術に触れ合うことで感性や創造力を育む取組を充実します。

基本施策2

文化芸術関係団体への支援及び交流の促進

＜第2次計画の基本施策の継承＞

2-3

文化芸術活動に対して様々な支援をします。

3-1

市民協働による文化芸術活動を推進します。

3-4

文化芸術に関する交流を通して、市民の相互理解の機会を増やします。